

# 国立大学法人鳴門教育大学利益相反マネジメントポリシー

平成21年 2月17日

学 長 裁 定

改正 令和 4年 7月13日

## 目的

今日の大学においては社会貢献の推進が強く求められている。とりわけ産学官の連携による事業展開は、大学が行う社会貢献の中核のひとつである。鳴門教育大学（以下、「本学」という。）はその大学憲章において、社会の現代的課題の解決に対して専門的見地から積極的に取り組むことを基本目標の一つとして掲げている。これを実現するためには、本学における知的財産の創出とその活用をはかることが重要であるが、真理の探究とその成果公表による社会貢献を原則とする大学と利益追求を主たる目的とする企業等の経済主体では自ずとその基本的な性格や本来の役割が異なる。そのため、大学及びそこに所属する個人についていわゆる利益相反が不可避免的に発生しうる。従って、本学が主務とする教育研究活動業務を適切に遂行し、かつ産学官連携を含む社会貢献活動を積極的に推進するために、かかる活動における公共性、中立性を維持しつつ可視性を確保することで、社会に対する説明責任を果たしていくことは極めて重要な責務である。

本ポリシーでは、本学が産学官連携を含む社会貢献を推進するに際して生じうる利益相反による弊害を回避し、大学と役員及び職員等が公正かつ効果的に業務を遂行するための基本的な考え方を示す。その目的は、次に掲げる二点に集約される。

1. 大学と役員及び職員等が利益相反の疑義を持たれることを防止することで、社会から期待される大学への信頼を維持しながら産学官の連携を推進する基盤を整備、提供する。
2. 本学と役員及び職員等が、本ポリシーの理念に基づき策定された規定に則して産学官連携を進める限り、利益相反の疑義は発生せず、いかなる活動の制約を受けることも無い。

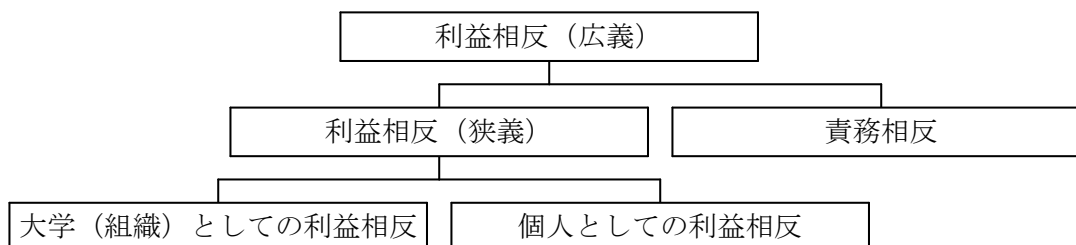
## 利益相反の定義

本学では、産学官連携活動に伴い発生する利益相反を次のように定義する（図1参照）。

1. 狭義の利益相反：大学又は役員及び職員等が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と教育・研究等の大学における責任が衝突・相反している状況であり、大学組織としての利益相反と個人としての利益相反に分類される。
  - (1) 大学組織としての利益相反：大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反
  - (2) 個人としての利益相反：役員及び職員等の個人が得る利益と大学組織の社会的責任との相反
2. 責務相反：役員及び職員等が主として兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っており、大学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

3. 広義の利益相反：「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む概念をいう。なお本ポリシーでは特段の標記が無い場合には「広義の利益相反」を単に「利益相反」と記す。

図1 利益相反の分類



### 利益相反ポリシーの適用対象者

本ポリシーの適用対象者は本学に常勤する役員、職員及び学生（学部、大学院）とする。

### 利益相反マネジメントに関する基本的な考え方

1. 本学は、産学官連携活動を含む社会貢献を公正かつ効果的に推進するために、本学役員及び職員等の利益相反によって生じる弊害の抑制に努め、そのための措置、すなわち利益相反マネジメントを講じる。
2. 本学役員及び職員等は産学官連携活動を含む社会貢献の推進に当たって発生しうる利益相反状況に関する疑義を防止し、社会から大学への信頼を維持することを責務とする。
3. 本学は、利益相反マネジメントに関して、企業等を含む社会に対しても理解と協力を求めることで、利益相反による弊害の抑制を図りながら産学官連携活動を積極的に推進する。
4. 本学は、産学官連携を含む社会貢献活動に伴う利益相反に関する情報の可視性を確保し、社会に対する説明責任を果たす。

### 利益相反マネジメント体制の整備

本ポリシーの目的を達成するため、学長の下に、第三者を含む「利益相反マネジメント委員会」を設置し、可視性を確保して適切に利益相反マネジメントを行う。利益相反マネジメント委員会については、別途定める。

### 情報開示

大学の社会的信頼性確保の観点から、個人情報保護を考慮しつつ、必要な範囲で本学の利益相反に関する情報を開示する。

### 本ポリシーの見直し

本ポリシーは、その運用状況を踏まえ、柔軟に見直しされるものとする。